

「介護予防サービス」 運営規程  
由良総合福祉センター 短期入所生活介護事業所

## 第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人洲本たちばな福祉会が開設する由良総合福祉センター 短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員等の従事者（以下「職員」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持、回復並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業者は事業の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 由良総合福祉センター
- (2) 所在地 兵庫県洲本市由良1丁目6番7号

(利用定員)

第4条 事業所の利用定員は、短期入所生活介護事業とあわせて 10名とする。但し、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

## 第2章 職員及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数は、次を下回らないこととする。なお、短期入所生活介護を併せて行う場合は、短期入所生活介護事業と兼務する。

- (1) 管理者（施設長） 1名

事業所の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者（施設長）の職務の代行をする。

(2) 生活相談員 1名

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に従事する。

(3) 介護職員 4名

利用者の日常生活の介護業務に従事する。

(4) 機能訓練指導員 1名

利用者の個別機能訓練計画を作成し、機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。

(5) 介護支援専門員 1名

利用者の介護支援に関する業務に従事する。

(6) 医師 1名

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理に従事する。

(7) 栄養士 1名

食事管理及び、利用者の栄養指導に従事する。

\*但し、すべて特別養護老人ホームとの兼務とする。

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、その他の職員を置くことができる。

3 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

(会 議)

第6条 介護予防短期入所生活介護の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

(1) 職員会議 (2) 処遇会議 (3) 食事改善委員会 (4) 感染症対策委員会 (5) 身体拘束適正化委員会

(6) 虐待防止検討委員会 (7) 事故対策委員会

2 会議の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

### 第3章 介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護

1週間に2回以上入浴、清拭を行い、排泄には適切な見守り、一部介助、全介助を行う。

離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。

(2) 食事の提供

利用者に提供する食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み且つ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収の実をあげるように努める。利用者の食事は、

自立の支援を目指し、出来るだけ離床して食堂で喫食するように配慮する。

(3) 健康管理

管理者又は医師及び看護職員は常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、適切な処置を講じると共にその記録を整備しておくものとする。

(4) 機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 相談・援助

常に利用者の心身状況その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(7) 利用者に関する保険者への通知

介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

イ 正当な理由なしに介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより要支援状態等の程度を増進させたと認められたとき。

ロ 偽り、その他不正な行為によって予防給付を受け、又は受けようとしたとき。

(介護予防短期入所生活介護の利用料及びその他の費用)

第8条 介護予防短期入所生活介護の利用料は介護報酬の告示上の額とする。

(介護報酬告示は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

- (1) 自己負担額としては、保険より支払われる額を差し引いたものを徴収する。
- (2) 滞在費 ①従来型個室 ②多床室
- (3) 食費
- (4) 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用を徴収する。
- (5) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用を徴収する。
- (6) 理美容代、新聞代等実費を徴収する。
- (7) 次条に定める送迎の実施地域を越えた部分について、送迎に要する費用を徴収する。
- (8) その他

(送迎の実施地域)

第9条 通常送迎を実施する地域は、次のとおりとする。

- (1) 洲本市内

## 第4章 運営に関する事項

(サービス利用の留意事項)

第 10 条 利用者が介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条 事業者は、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 随時 (各種研修会に参加)

(内容、手続き説明及び同意)

第 12 条 介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申し込み者の同意を得る。

(介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第 13 条 利用を希望する者を対象に、介護予防短期入所生活介護を提供する。

- 2 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、介護予防短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健・医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(提供拒否の禁止)

第 14 条 介護予防短期入所生活介護の利用申込みがされた場合は、正当な理由がなく介護予防短期入所生活介護の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第 15 条 通常の事業の実施地域などを勘案し、利用者に対し自ら適切な介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等への連絡、適切な他の介護予防短期入所生活介護事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第 16 条 介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期限を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、介護予防短期入所生活介護を提供するよう努める。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第 17 条 介護予防短期入所生活介護のサービス提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行う。

2 介護予防サービス計画が作成されていない場合には、要支援認定の申請が、遅くとも現在の要支援認定の有効期限が終了する30日前には行われるように、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第 18 条 介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受ける為の援助)

第 19 条 介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、介護予防サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、介護予防短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。

2 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に情報を提供すること。その他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第 20 条 介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防短期入所生活介護を提供する。

(サービス提供の記録)

第 21 条 介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該介護予防短期入所生活介護について利用者に代わって支払いを受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載する。

(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第 22 条 法定代理受領サービスに該当しない介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した介護予防短期入所生活介護の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(介護予防短期入所生活介護の取り扱い方針)

第 23 条 介護予防短期入所生活介護は、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認

知症の状況等利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。

- 2 介護予防短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 3 介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。
- 5 事業者は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のため、次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための感染症対策委員会を定期的に（3カ月に1回）開催するとともにその結果について、職員に対し、周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
  - (3) 事業者は、職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施する。

また、新規採用時には、必ず感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修を実施する。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
  - (5) 平常時から備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。
- 6 自らその提供する介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

（サービス計画の作成）

- 第24条 介護支援専門員は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、サービス目標、達成時期、サービス内容及び留意事項を盛り込んだ介護予防短期入所生活介護計画を作成する。
- 2 介護支援専門員は、介護予防短期入所生活介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容などについて説明し同意を得る。
  - 3 介護予防短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

（重要事項の掲示）

- 第25条 介護予防短期入所生活介護を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
- 2 事業所は、重要事項等を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者が自由に閲覧できることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 事業所は、原則として、重要事項等の情報をインターネット上で情報閲覧が完結するようにウェブサイト又は、法人のHPに掲載・公表する。

(秘密保持等)

第 26 条 介護予防短期入所生活介護事業に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第 27 条 介護予防短期入所生活介護事業者は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等並びにその職員に対し特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益の供与を行わない。

(苦情処理)

第 28 条 提供した介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。

2 提供した介護予防短期入所生活介護に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は、助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(衛生管理)

第 29 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水等について、衛生的な管理、衛生上必要な措置を講じ、食中毒などの予防に努める。

(会計区分)

第 30 条 短期入所生活介護の経理区分で一体的に会計処理する。なお、この場合、それぞれの事業の収支分析を行う観点から、セグメント等によりその内容を明らかにしておかなければならない。

(記録の整備)

第 31 条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

## 第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第 32 条 事業者の職員等は、介護予防短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、管理者、

家族に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 33 条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に当該事実が報告され、その分析通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を設備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に(年 2 回以上)行う。  
また、新規採用時には、必ず事故発生防止のための研修を実施する。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

2 事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要に応じて洲本市介護保険事故報告取扱い要領に従い、保険者等に報告する。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故の際して採った処置を記録する。

4 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

## 第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 34 条 事業者は、非常災害時には利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

事業者は、非常災害、その他緊急事態に備えて、消火設備、非常放送用設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画、避難計画を作成して、利用者及び職員に対して周知徹底を図るため(年 2 回以上)避難・救出、その他必要な研修及び訓練等を実施する。

2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるように連携に努める。

3 事業者は、平常時の対策、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

## 第 7 章 その他事業所の運営に関する重要事項

(利用者の処遇)

第 35 条 事業者は利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業者は、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等の行動を制限する場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 身体拘束適正化委員会を設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年 2 回以上）開催する。また、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施する。

（虐待の防止）

第 36 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- （1） 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
- （2） 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
- （3） 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施する。また、新規採用時には、必ず高齢者虐待防止の研修を実施する。
- （4） 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止対策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに市町村関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- （5） 上記措置を適切に実施するための責任者として施設長を置く。

（ハラスメント対策）

第 37 条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就労環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（職員の質の確保）

第 38 条 事業者は、利用者に対する処遇に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

（法令との関係）

第 39 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 4 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 9 月 28 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 4 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 10 月 7 日から施行する。